

京都美術工芸大学 公的研究費等の運営・管理に関する基本方針

京都美術工芸大学
学長・最高管理責任者
冷泉 為人

京都美術工芸大学（以下、「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正、文部科学大臣決定）に基づき、本学における公的研究費等の運営・管理を適正に行うための基本方針を以下のとおり定める。

（1）機関内の責任体系の明確化

本学における公的研究費の運営・管理を適正に行うため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置き、その責任範囲、職務権限、及び職名を学内外に周知・公表する。

（2）適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

研究活動を適正に行う上で必要な規程・体制等の整備を行うとともに、公的研究費取扱いに関する説明会等を実施し、研究関係者の意識向上・知識の涵養を図る。また、研究に携わる教職員が責任をもって職務を全うできるよう、最高管理責任者は、適切にリーダーシップを発揮する。

（3）不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正防止計画を推進する部署として学術情報委員会を充て、ガイドラインをはじめとする各種法令、社会情勢、学内モニタリングの結果等から不正を誘発する要因の把握に努めるとともに、適宜不正防止計画、関連規程等の見直しを行う。

（4）研究費の適正な運営・管理活動

公的研究費の不正使用を防止するため、物品購入時の発注・検収体制の整備等、策定された不正防止計画が実効性を持てる管理体制を構築する。

また、学内のみならず、取引業者をはじめとする学外研究関係者に対しても不正防止に向けた協力を要請する。

（5）情報の伝達を確保する体制の確立

公的研究費に関する規程・運用ルール、また不正使用等に関する相談・通報を受け付けるための窓口を設置し、研究関係者間での情報伝達が円滑に進む体制整備を行う。